

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

ただし、すでに実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの地区及び実質化された地区は別に公表する。

令和 3 年 7 月 26 日

菊川市長 長谷川 寛 彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

菊川市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 7 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

（個人：182 経営体 法人：26 経営体）

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

耕作放棄地を解消する。